



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料		
<p><b>【公共の安全の維持に関する支障について】</b>          「本県の実態として、火薬類取締法に基づく実包の譲り受けで既に許可不要として措置されている有害鳥獣の狩猟を実行している者（各町村の有害鳥獣捕獲活動従事者）と、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者は同一（福島県獣友会の者）であり、実包の管理を含めた適切な取り扱いについて十分な実績がある。</p> <p>・指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者は、平成27年9月から平成28年7月までの消費実包あたり平均13.9kg（抽査調査結果）であり、これは有害鳥獣許可捕獲での無許可譲り受け上、限界300kgに比較しても少量である。</p> <p>・これらを踏まえれば、指定管理鳥獣捕獲等事業における実包の譲り受けは、目的が明確であると共に、公共の安全の維持に支障を及ぼすことはないと考えられる。</p> <p><b>【火薬類（実包）の譲り受けが許可制であることによる具体的な支障案件】</b>          同一人が同じ有害鳥獣の捕獲を行つた実包を譲り受けたにしからず、狩猟等は届出制、指定管理鳥獣捕獲等事業は許可制であるため、それぞれ別の手続をとらなければならないだけでなく、実包の管理を煩雑にしている。こうしたことが、従事者にとって大きな負担となってしまい、指定管理鳥獣捕獲等事業への参加を避ける者もいる。</p> <p>・このように、手続面及び実包の管理面での負担により、指定管理鳥獣捕獲等事業の取組に参加しない者がいるため、指定管理鳥獣捕獲等事業が伸びず、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進の支障となっている。</p> <p>本県における指定管理鳥獣捕獲等事業の実包の使用実態、支障事例等は以上であり、提案事項について対応いただきたい。</p> <p>なお、それでも対応が困難とする場合には、国においても、指定管理鳥獣捕獲等事業の実包の使用実態に係る全国調査を行っていただき、現状と課題の把握に努めていただいた上で、対応の方向性を検討いただきたい。</p>	<p><b>【千葉県】</b>          本県における昨年度における指定管理鳥獣捕獲等事業において火薬類を購入した実績は、許可申請者数⇒2人、購入件数⇒10件、保管場所に自宅の袋詰ロッカー、使用料⇒4万円（止め剤として使用）。捕獲従事者は危険だと判断した場合に限り、統一による剥離して使用している。（）、不妥となった統一⇒射撃等で処理済み。</p> <p><b>【全国市長会】</b>          提案団体の意見を十分に尊重されたい。          なお、手続きにかかる費用については、所管省からの回答が「従業者による費用負担は発生しない」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>				
<p>風俗営業等の営業所設置に係る営業制限地域の指定について、地域の実情に応じて都道府県か判断するべきものと承認しているところ、また一部の地方政府において、保育所を保全対象施設から除外している例もあることを認識している。</p> <p>しかしながら、本県のように大都市で施設見張りが多く発生している地域においては、営業制限地域内に保育所等の児童施設を設置されるを得ないところ、事業者の反対が想定されることが予想される。風俗営業等の規制下において、保育所設置が保育施設や認定こども園に支障が生じるものである。</p> <p>風俗営業等の規制下において、風俗営業等の規制下において、保育所設置が保育施設や認定こども園に支障が生じることから、一定の要件を付した上で保育所設置を容認すべき立場である。</p> <p>貴重の回答のよう各地域の実情に応じて各都道府県が判断すべきものとしながら、学校や病院については依然として、律に保全対象施設としていることから、一定の要件を付した上で保育所設置の他一定の施設については保全対象施設から除外することができることを法令で定めるべきである。保全対象施設を法令で規定しなら、対象除外について明文規定を欠くことは均衡を失する。</p> <p>風営法施行令を改正し、一定の要件のもとで保育所を保全対象施設から除外することを明記すべきである。</p>	<p><b>【全国市長会】</b>          風俗営業等の規制緩和を过度に進めるおそれがある点に留意が必要。          なお、所管省からの回答が「現行制度に対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>				
<p>災害は、常に様々な様相を呈し発生するため、迅速な災害対応を図る観点から緊急通行車両等の事前届出制の見直しの必要性に着目すべきであることをご理解いただき、更なる災害対策法制の見直し（第三弾）と併せて、今後、ご検討をお願いします。</p>	<p><b>【全国市長会】</b>          提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>				
<p>・本提案は、あくまでも現地調整所の設置を迅速に行うため、「緊急自動車」を規定した道路交通法施行令第13条第1項における国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車の追加を求めるものである。</p> <p>・そして、現地調整所の設置を迅速に行うために、現地に迅速に到達するという観点からは、①国民保護法第155条に基づく交通規制区域内における通行の保障とともに、②国民保護法第155条に基づく交通規制区域に到達するまでの当該交通規制区域外における通行の保障とともに、特に爆破や窃盗などの緊急対処事態に分類される事態では、当該規制区域が特定場所周辺に局限されることがあるとの比重大くなると考える。</p> <p>・警察庁から1回目に対する①については過去の保障が確保されたと解釈することもできる。しかししながら、②については、緊急自動車である警察用自動車に特有の法（道路交通法施行令第13条第2項）以外には対応することができず、非常ににおける警察用自動車による誘導を要請する手段や合流する時間に考慮すると、迅速な実施をするとは言わない。</p> <p>・このため、現地調整所の設置を目的とした国民保護法第155条に基づく交通規制区域に到達するまでの当該交通規制区域外における通行を保障すべく、道路交通法施行令第13条第1項への国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車の追加を引き続き検討されたい。</p>	<p><b>【千葉県】</b>          武力警戒車等における国民の保護のための措置に関する法律第156条及び武力警戒車等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条における必要な車両（緊急通行車両）以外の車両の使用を禁じ又は制限する措置を実施する必要性の判断を行う段階においては、迅速な通行が担保されているとは言えない。</p> <p>・また、これら措置を実施すべき場合であって、事故等により既に渋滞が発生している状況においては、国民の保護のための措置を実施するため必要な車両（緊急通行車両）以外の車両の通行を禁じ又は制限する措置が間に合わず、当該用務の的確かつ迅速な実施は現行法令の通行の禁止又は制限の規定により担保されているとは言えない。</p> <p>・道路交通法による実質的な協議は、公表委員会が行うが、所管警察署と協議すれば道路管理者で道路標示の変更は可能となる。上記の問題が解消され、市民の安全につながると考える。</p> <p>・なお、第一次回答に「警察庁では、引き続いだ予算による確保や迅速な対応に努めるよう、都道府県警察を指導してまいりたい」とあるが、地方公共団体から都道府県警察に道路規制標示の修復の申し込みがあった際には、適切かつ迅速に対応するよう、各都道府県警察に通知を発出する等、明確に示された。</p>	<p><b>【全国市長会】</b>          提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			
<p>道路交通法第八十一条「道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なうときは、当該道路の管理者は、第七十七条第一項の規定にかかるわざと、所轄府県警長に協議すれば足りる。」にあるが、不鮮明にした横断歩道、一時停止線等の規制標示の塗り直しだけでも、都道府県公安委員会の所管であり、交通管理に関する専門の知見を有する都道府県公安委員会以下の者が道路警察署長と協議の上、道路管理者が道路標示（塗り直し）を行なうことは、困難であると考えられるが、道路交通法第八十条に準じて道路警察署長と協議の上、道路管理者が道路標示（塗り直し）を行なうことは困難なのか。</p> <p>・道路標示（塗り直し）に専門的の知見が必要なのであれば、道路交通法第八十条に矛盾が生じるのではないか。</p> <p>・お、仮に第一次回答の内容のとおりだとするならば、地方公共団体から都道府県警察に道路規制標示の修復の申し込みがあつた際には、適切かつ迅速に対応するよう、各都道府県警察に通知を発出する等、明確に示された。</p>	<p><b>【豊田市】</b>          関係府省の見解の中で、「道路標識、道路標示を設置すれば、対応が終了するというわけではなく、その後の管理を的確に行い、警察官による交通指導取り締まりによって、交通規制の実効性を担保しているところである。」と記載がある。現状において、道路標示が薄くなったり箇所は、予算確保の難しさの理由等により新規までに多くの時間を要し、的確な管理が出来ているとは言えない。また、道路標示が見えない状態で取締りを行うことは、一般的に交通規制の実効性を担保しているとは言えない。</p> <p>・道路交通法による実質的な協議は、公表委員会が行うが、所管警察署と協議すれば道路管理者で道路標示の変更は可能となる。上記の問題が解消され、市民の安全につながると考える。</p> <p>・なお、第一次回答に「警察庁では、引き続いだ予算による確保や迅速な対応に努めるよう、都道府県警察を指導してまいりたい」とあるが、地方公共団体から都道府県警察に道路規制標示の修復の申し込みがあった際には、適切かつ迅速に対応するよう、各都道府県警察に通知を発出する等、明確に示された。</p>	<p><b>【全国知事会】</b>          適切な交通規制を実施するためには、道路標示の設置及び管理を一体として行なうことが適切である。  <b>【全国市長会】</b>          停止線の補修については、提案団体の意見を十分に尊重されたい。          なお、提案のとおり、希望する市が実施できるようにするとともに、予算措置等の対応を行なうこと。</p>			



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
関係府省の見解の中で、「道路標識・道路標示を設置すれば、対応が終了するというわけではなく、その後の管理を的確に行い、警察官による交通指導取締りを推進することによって、交通規制の実効性を担保していることである。」と記載がある。現状において、道路標示が薄っばつた箇所は、予算確保の難しさの理由等により修繕まで多くの時間を要し、的確な管理が出来ていては言い難い。また、道路標示が見えない状態で規制の取締りを行うこと、一般的に交通規制の有無がわかり難く、適正な取締りの妨げになると考える。	-	-	-	【全国知事会】 適切な交通規制を実施するためには、道路標示の設置及び管理を一体として行うことが適切である。 【全国市長会】 停止線の補修については、提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、提案のとおり、希望する市が実施できるようにするとともに、予算措置等の対応を行うこと。		
交通規制の実質的管理は公安委員会が行うが、「所管警察署と協議を行えば道路管理者で道路標示の修繕は可能」となれば、上の問題が解消され、市民の安全につながると考える。なお、第一次回答に「警察庁では、引き続き、必要な予算の確保や迅速な対応に努めるよう、都道府県警察を指揮してまいりたい」とあるが、地方公共団体から都道府県警察に道路規制標示の修繕の申し入れがあった際には、適切かつ迅速に対応するよう、各都道府県警察に通知を発出する等、明確に示されたい。						
まぎりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で両車同士の危険な錯綜が生じにくい場合等)であつたとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリカルに排除される組みになつております。駐車場法施行令第7条第2項で規定されている交差点と同じように適用除外の特例が認められるよう改めるべきと考える。	-	【新宿区】 国土交通省、警察庁の見解のとおり、事故の防止、安全性の確保が前提となることは理解しております。 新宿区として具体的な事例はありませんが、区内の繁華街、商店街などでも、支障事例と同様のケースが発生することが考えられることから、適用除外について要望しました。	-	【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○ 交差点は、駐車場出入口について、例外的に国土交通大臣認定により設置が可能である。一方、まぎりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で両車同士の危険な錯綜が生じにくい場合等)であつたとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリカルに排除され、極端的に過剰な規制の仕組みとなっている。国土交通大臣が個別に認めれば設置可能な交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきではないか。	
理由③については、現在、制限規定の適用が除外される可能性がある交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分に関するもので、駐車場法の技術的基準が適用される駐車場(駐車の用に供する面積が500m以上)においては、一般的には、交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分に出入り口を設置することが可能であると考えられる、まぎりかどに出入り口を設置できない理由にあたらない。	-	理由④については、当方としてはまぎりかどがどれほど存在するのかデータを持ち合わせていない。しかしながら、仮に少数であったとしても、必要な対策を講じることを前提として、そこに出入口を設置した方が、より交通渋滞の防止や安全な交通の確保に繋がるものであれば、設置を認めるべきであり、ケースが少ないと理由で検討対象から除外すべきではないと考える。	-			
自転車及び原付二種(排気量50cc未満)の無秩序な放置の増大等が、自転車法の制定の背景であるが、近年の技術革新により、原付一種とはどんどん変わった車体サイズで原付二種(排気量50cc超125cc未満)が製造されるようになったことから、原付二種においても自転車法制定と同じ状況が生じているため、それらを解消するための法的根拠の構築を求めることが提案の趣旨である。この点について、国としての現状認識やその必要性について見解を示されたい。	-	現状、道路交通法第51条に基づく、違法駐車に対する措置は車両(自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリー・バス)を対象としていることから、自転車法を根拠とした自治体の条例に基づく原付二種の撤去と重なり合う部分がある。国の回答にあるように原付二種(道交法では「自動車」に分類される)の撤去を自治体の条例に独自に盛り込むことが、条例制定権の中可能であるのか否か警察庁を始め、国の見解を伺いたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 なお、所管府からの回答が「条例を定めることにより対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
また、条例による撤去が可能であるのであれば、条例を根拠として自転車法の規定と同様に「駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合」に原付二種を撤去すること、道路交通法に抵触しないことを明確にするよう求めめる。		事実、警察による取締りが十分に機能していない結果、歩道上に原付二種の放置が散見される状況があることが問題なのであつて、法改正や法制定が難しいのであれば、警察による取締り及び自治体との連携を強化することによっても目的は達せられるため、警察庁を通じ、警視庁、各道府県警に強く申し入れてもらいたい。				